

「喧嘩両成敗の誕生」 著者：清水克行（しみずかつゆき）

本書は、喧嘩両成敗法の形成過程を追跡するため、室町・戦国時代までさかのぼり、当時の様々な事件（喧嘩）に対し、その拡大を防ぐため、将軍・大名までもが介入して解決策を生み出した経緯を調査するとともに、その変遷過程を通して、その原点を見出したのである。

本書の冒頭で筆者は、

『 喧嘩両成敗とは、喧嘩をした両者に対して、その正否を論ぜず同等の処罰を与えるというものである。こうした法は、日本以外ではあまり例がないようである。』

そこで、このあまりにも有名な、それでいて特異な法観念の歴史的な由来を考えるべく、日本の歴史（特に室町・戦国時代）の社会で起きていたことを追跡してみようというのが本書のねらいである。』としている。（筆者は、室町・戦国時代の社会史を専門とする研究者である。）

また、当時の社会状況について、

『 15世紀という時代は、巨大飢饉が頻発した時代でもあり、京都やその周辺に難民が続発していたことが歴史資料からも伺える。そして人々は上から下まで往来で敵と渡り合う凄しい騒擾の時代でもあった。』と記述している。

当時の事件（喧嘩）は、実に些細なことから拡大し、大事件に至るケースがたびたび発生している。

例えば、北野社の社僧が、金閣寺の社僧のしぐさを「笑った」ことが発端で双方の喧嘩から数名の死者が出て、これをおめるため足利将軍までもが仲介にあたったのである。

また、路上で行きあった者のいずれかが必要な配慮を怠ったため、双方刺殺事件に発展する例が頻繁に発生している。主従関係の事件では、囲碁などをきっかけとして、主人を殺害しようとした事件も起きている。

本書の中では、当時の人々の気質や街・村の集団など思考について

『 当時の人々は、身分を問わず強烈な自尊心を持っており、損害を受けた際には、復讐に訴えることを正当と考え、しかも自分の属する集団の受けた被害を自らの痛みとして共有する意識を持ち合わせていた。』

それらは、いずれも現代に生きる私たちの感覚から大きくかけ離れたものであり、それが当時の社会の紛争を激化させてしまう大きな要因となっていたのである』と分析している。

このような時代背景から、将軍・大名たちは、事件解決に奔走し苦労しながら、解決にあたっていたのである。

『 しかし、むしろ紛争を抑止する思想は公権力の側からではなく、紛争当事者の中から生まれることになったのである。彼らは「やられたらやり返す」を正当と考える一方で「やられた分」以上の「やり返し」を戒め、双方の損害を相殺し等価にすることが紛争の幕引きにしようという素朴な思考を形成していたのである。』としている。

これらの解決策の施行を通して、法制度への形成過程を見てみると、

『 それが法の域にまで昇華したのが「折中の法」であり、具体的な紛争処理策となったのが、「中人制」（仲介制）であり、「解死人制（下手人制）」（加害者から同等の身分の者を被害者側に差し出す）であった。こうした思考の延長線上に喧嘩両成敗法が生まれたことになる。』

また、当時の人々は安易に両成敗を持ち出すより、そこに至るまでに、まずその他の様々な人智を尽くすことを心掛けていたのである。理非を問わず双方を罰することに欠陥があることを当時の人々もわかっていたのである』としている。

また、戦国時代の分国法にも「喧嘩両成敗法」が制定されているが、運用面では必ずしも一辺倒な方法をとっていなかったようである。

当時大名の本来の思考は「自力救済から裁判」へという考えであった。そのため、喧嘩両成敗法をきっかけとして、訴訟へ導く方策を取っていた事実もみられるようである。

最後に筆者の考察として

『 しかし、現実には紛争において、公平や相殺を求める人々が両成敗に寄せる期待は大きく（赤穂事件の主君敵討ちに対して民衆の喧嘩両成敗の憧憬）、喧嘩両成敗法はその命脈をなお日本社会に保ち続けることになったのである。』

人々の衡平感覚を満たすために考案された喧嘩両成敗法がはらんだ限界面にも、しっかりと目を向けようというのは、本書の最後の章の主張点である。』としている。

現代社会にも、「痛み分け」思考があり、民法においても「過失相殺」という規定がある。世界的にはかなり「特異」なものだそうだ。この「痛み分け」の思考も何か喧嘩両成敗法から由来しているのではないかと思ってしまうのである。